

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 羽村市 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 名 称: 日本語指導担当者連絡会 (2) 構成員: 校長(栄小校長) 1名、指導主事 1名、 日本語指導教室の教員 4名 (栄小、松林小、小作台小、武蔵野小) (3) 開 催: 令和5年6月6日(火) 午後3時15分から午後4時30分 令和6年2月21日(水) 午後2時45分から午後4時</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ⇒日本語指導担当者連絡会を設置・開催し、外国人児童生徒等の指導体制の充実を図った。 (2) 学校における指導体制の構築 ⇒日本語指導学級を市内4つの小学校に設置し、「特別の教育課程」に基づく指導を実施した。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ⇒日本語指導学級を設置する対象校において、対象者の進捗・理解度に合わせた「特別の教育課程」に基づく日本語指導を実施した。 (4) 成果の普及 ⇒市公式ウェブサイトにおいて取組概要を公表する。 (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 ⇒日本語指導が必要な児童等に対し、学級での学習支援や学校生活での家庭への連絡など、学校と児童等、または、その家族をつなぐ役割として、児童等の母語がわかる外国籍児童・生徒日本語指導員を派遣し、通訳・翻訳業務を実施した。</p>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ⇒令和5年度は、2回日本語指導担当者連絡会を開催し、情報交換、共有を行うことができ、指導方法のスキルアップにつなげることができた。また、日本語指導を行うNPO法人の視察を行い、専門的な日本語指導の様子を見学するとともに、意見交換を行い、指導の参考にすることができた。 (2) 学校における指導体制の構築 ⇒日本語指導学級を市内4つの小学校に設置し、「特別の教育課程」に基づく指導を実施した。外国人児童・生徒等に対するきめ細かな取組みが継続的に必要であり、これまで同様の指導体制の構築が求められる。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ⇒対象者の進捗・理解度に合わせた指導等が必要であり、きめ細かな取組・支援が今後も必要である。 (4) 成果の普及 ⇒取組及び成果の普及に継続的に取り組む。 (10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 ⇒日本語指導が必要な児童等は、その進捗や理解度には個人差があるため、一定期間継続して支援を実施していく必要がある。また、三者面談等の面接時については、保護者との意見交換が難しい児童等に対する支援として継続して実施していく必要がある。</p>

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	42人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		42人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等)							
<p>感染症による入国制限の解除により、外国からの入国者が増えることが想定される中で、多様性のある社会の実現に向けて、外国人児童・生徒等に対するきめ細かな取組みが継続的に必要であり、引き続き同様の取組みを行っていく。</p>							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。